

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	30	予防接種法及び新型コロナウイルス等 対策特別措置法による予防接種の 実施等に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	予防接種台帳ファイル			システム名称	保健システム、ワクチン接種記録システム（VRS）	
項番	評価基準		分類		措置			評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準			措置の内容 （評価書に記載すべき内容）	措置が記載されているドキュメント （文書名・条項番号・項目名）	備考 （補足確認内容）	確認結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果 （評価書に記載されている 選択肢）
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策									
-	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
-	リスク1:目的外の入手が行われるリスク								
1	対象者以外の情報の入手を防止する ための措置の内容	対象者以外の特定個人情報の入手を防止する ための措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①個人情報を入手する際は、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で入手するルールを定めている。 ②毎年情報セキュリティ研修を課内で実施し、職員のセキュリティに対する意識を向上させている。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、接種券発行申請書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から個人番号を用いた接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	①大田区個人情報保護条例第7条 ①大田区情報セキュリティ対策基準 2.2.4 情報資産の入手 ②大田区情報セキュリティ対策基準 3.2.1 研修・訓練		十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・情報セキュリティ研修を課内で実施し、職員のセキュリティに対する意識を向上させている。 ・アクセス権限の設定及び操作ログ（誰が、誰の、いつ、どのような操作をしたか）を記録しており、万が一目的外の入手が行われた場合、追跡が可能である。 以上のことから十分であると評価する。
				システム	①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照・更新できないようにしている。 ②ユーザー単位でのアクセスログ（いつ、誰が、誰の、どのメニューを展開したか）を記録しており、万が一目的外の入手が行われた場合、追跡が可能である。また、操作ログの内容を任意のタイミングで抽出し業務に関係の無い操作が無いか確認している。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転出先市区町村からの個人番号の入手 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手する。 ②転出元市区町村からの接種記録の入手 当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当区において住民基本台帳や保健システム等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付）（令和6年3月31日終了） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	①・②大田区情報セキュリティ対策基準 5.3アクセス制御 ①・②保健システムユーザー権限設定一覧 ①・②保健システム連絡票_別紙PIA質問事項 ②保健システム連絡票（ログ機能について）			

【全項目評価書版】												
評価書番号 及び 評価書名	30	予防接種法及び新型コロナウイルス等 対策特別措置法による予防接種の 実施等に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	予防接種台帳ファイル			システム名称	保健システム、ワクチン接種記録システム（VRS）				
項番	評価基準					措置			評価			
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 （評価書に記載すべき内容）	措置が記載されているドキュメント （文書名・条項番号・項目名）	備考 （補足確認内容）	確認結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果に至った理由		
2	必要な情報以外を入手することを防 止するための措置の内容	特定個人情報のうち、必要な情報以外を入手す ることを防止するための措置を講じること	【措置の内容】		システム以外 ①特定個人情報を取得する際の書面様式を定め、必要な項目のみが記入されるようにしている。 ②個人情報を入手する際は、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で入手するようルールを定めている。 ③毎年情報セキュリティ研修を課内で実施し、職員のセキュリティに対する意識を向上させている。	①大田区個人情報保護条例第7条 ①大田区情報セキュリティ対策基準 2.2.4 情報資産の入手 ②大田区情報セキュリティ対策基準 3.2.1 研修・訓練						
			システム		①区民系基盤システムとの連携によって取得する情報については仕様に基づき、業務に必要な情報以外は取得できないようになっている。 ②組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照・更新できないようにしている。 ③ユーザー単位でのアクセスログ（いつ、誰が、誰の、どのメニューを展開したか）を記録しており、万が一目的外の入手が行われた場合、追跡が可能である。また、操作ログの内容を任意のタイミングで抽出し業務に関係の無い操作が無いか確認している。 ＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付）（令和6年3月31日終了） 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	①・②大田区情報セキュリティ対策基準 5.3アクセス制御 ①・②保健システムユーザー権限設定一覧 ①・②保健システム連絡票_別紙PIA質問事項 ②保健システム連絡票（ログ機能について）						
3	その他の措置の内容	-	【措置の内容】		-							
-	リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク											
4	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の入手が行われ るリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】		システム以外 ①大田区に住所を有する者の情報については、住民基本台帳事務で示されている通り、各届出受領の際に必ず本人あるいは代理人の本人確認（身分証明書の提示・委任状の提出）が実施されており、不適切な方法での入手は行われていない。 ②窓口で対応する場合は、本人等に対して口頭で使用目的を説明している。 ③窓口における入手の際、所定の様式以外で入手を行えないルールを定めている。 ④窓口・郵送等の届出の受け取り、または区民情報系基盤システム以外の方法を用いて特定個人情報を入手してはならないと定めており、セキュリティ研修または新人・異動者向けの研修においてルールを徹底している。	①③大田区個人情報保護条例7条 ②大田区個人情報保護条例第9条 ④情報セキュリティ対策基準3.2.1			十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・情報セキュリティ研修を課内で実施し、職員のセキュリティに対する意識を向上させている。 ・職務に応じてアクセス権限を設定し、必要以上の個人情報にアクセスできないようにしている。 以上のことから十分であると評価する。		
			システム		①組織及び職員ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。 ②予め許可された業務・システムに限定した入手方法とすることで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようにしている。 ③ユーザー単位でのアクセスログ（いつ、誰が、誰の、どのメニューを展開したか）を記録しており、万が一目的外の入手が行われた場合、追跡が可能である。また、操作ログの内容を任意のタイミングで抽出し業務に関係の無い操作が無いか確認している。 ＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞ ①ワクチン接種記録システム（VRS）のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、転入者の接種結果情報を照会する場合にのみ、当区で管理している個人番号を用いてアクセスすることができる。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）（令和6年3月31日終了） 当該機能では、電子交付アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付）（令和6年3月31日終了） 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市区町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	①②大田区個人情報保護条例第7条 ②情報セキュリティ対策基準5.3						

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】										
評価書番号 及び 評価書名	30	予防接種法及び新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施等に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	予防接種台帳ファイル			システム名称	保健システム、ワクチン接種記録システム（VRS）		
項番	評価基準		措置			評価				
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 （評価書に記載すべき内容）	措置が記載されているドキュメント （文書名・条項番号・項目名）	備考 （補足確認内容）	確認結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果に至った理由	
－	リスク3: 四手した特定個人情報 が不正であるリスク									
5	入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報を入手する際の本人確認措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①申請受付の際は、窓口で個人番号カードまたは顔写真入りの身分証明書（免許証、パスポート等）、官公庁発行の資格者証等及び個人番号確認書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ②代理申請の場合は、上記にあわせて、委任状や大田区の情報システムなどを用いて記載内容の真正性の確認を行う。 ＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	大田区個人情報保護条例第7条			十分である	・個人情報保護条例、セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・アクセス権限の設定及び操作ログ（誰が、誰の、いつ、どのような操作をしたか）を記録しており、正確性確保ができない業務の抑止を図っている。 以上のことから十分であると評価する。
6	個人番号の真正性確認の措置の内容	入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①窓口で個人番号を入手する場合は、窓口で個人番号カードまたは顔写真入り身分証明書（免許証、パスポート等）、官公庁発行の資格証等及び個人番号確認書類の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 ②区民情報系基盤システムより個人番号を入手する場合は、他の事務担当課の窓口で上記と同様の真正性確認を行った個人番号が連携される。 ③当区に住所を持たない者の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を検索し、個人番号の確認を行う。必要に応じて、他の身分証明書に係る書類の提示を求め、本人確認を徹底する。	番号法16条				
				システム	＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	大田区個人情報保護条例第7条				
7	特定個人情報の正確性確保の措置の内容	特定個人情報の正確性確保の措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①受付時に、届出書に誤りが無いか、申請者に確認する。 ②取得した個人情報は正確かつ最新の状態に保つルールが定められている。 ③資料等が不正に改ざんされないよう、施設できる保管庫に格納している。 ④入力データに誤りが無いか、担当者間で確認する。	大田区個人情報保護条例第10条1項				
				システム	①個人（ID）単位の操作ログ（いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録）を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報の正確性確保ができない作業の抑止を図っている。 ＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付）（令和6年3月31日終了） ・券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	セキュリティ対策基準5.3アクセス制御等				
8	その他の措置の内容	－	【措置の内容】	－						
－	リスク4: 四手の際に特定個人情報 が漏えい・紛失するリスク									
				システム以外	紙文書により特定個人情報を取得した場合、システムへの入力等事務処理が完了後に鍵のかかる書庫あるいはキャビネット等に保管している。	セキュリティ対策基準2.2 情報資産の管理				

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	30	予防接種法及び新型コロナウイルス等 対策特別措置法による予防接種の 実施等に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	予防接種台帳ファイル				システム名称	保健システム、ワクチン接種記録システム(VRS)
項番	評価基準		措置						
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	措置が記載されているドキュメント (文書名・条項番号・項目名)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
9	リスクに対する措置の内容	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム ①保健システムはインターネットに接続されていない閉鎖的なネットワークである既存住民情報系ネットワークに接続されており、外部システムとは接続されていない。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)(令和6年3月31日終了) ・VRS、電子交付アプリ、証明書交付センターシステム及びキオスク端末で使用する通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 ・キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	セキュリティ対策基準5.3 アクセス制御等			十分である	セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 保健システムは外部のシステムと接続されないよう設計されている。 以上のことから十分であると評価する。

【全項目評価書版】										
評価書番号 及び 評価書名	30	予防接種法及び新型コロナウイルス等 対策特別措置法による予防接種の 実施等に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	予防接種台帳ファイル			システム名称	保健システム、ワクチン接種記録システム（VRS）		
項番	評価基準		分類		措置の内容 （評価書に記載すべき内容）	措置 措置が記載されているドキュメント （文書名・条項番号・項目名）	備考 （補足確認内容）	確認結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準							評価結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果に至った理由
－	特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク									
10	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	－	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ①入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して当区が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ アクセスできるように制御している。 ②ワクチン接種記録システム（VRS）を利用する端末は個人ごとにID・パスワードを設定して管理している。					
－	3. 特定個人情報の使用									
－	リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク									
11	宛名システム等における措置の内容	宛名システム等における、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	職員等は、業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならないルールを定めている。	大田区情報セキュリティ対策基準 2.2.4情報資産の入手				
				システム	①事務に必要な情報項目（大田区情報公開・個人情報保護審議会より承認を得た項目）のみでデータレイアウトを構成し、区民情報系基盤システムデータのうち、保健システムではデータレイアウトで定められたもののみ受信可能な設計としている。 ②特定個人情報を含むデータは職員等が抽出できない仕様となっている。	大田区個人情報保護条例第16条				
12	事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	事務で使用するその他のシステムにおける、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①個人情報を入手する際は、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で入手するルールを定めている。 ②区民情報系基盤システムにより入手する情報項目は必要最低限とし、それらは設計前に大田区情報公開・個人情報保護審議会の承認を得なければならないルールを定めている。 ③毎年情報セキュリティ研修を課内で実施し、職員のセキュリティに対する意識を向上させている。	①・②大田区個人情報保護条例第7条 ①・②大田区情報セキュリティ対策基準 2.2.4情報資産の入手 ③大田区情報セキュリティ対策基準 3.2.1研修・訓練			十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・連携項目を必要最小限の項目に限定して設計している。 ・情報セキュリティ研修を課内で実施し、職員のセキュリティに対する意識を向上させている。 以上のことから十分であると評価する。
				システム	①区民情報系基盤システムより入手する情報項目は、大田区情報公開・個人情報保護審議会の承認を得た情報項目（事務に必要なもの）のみに限定しており、事務に必要な情報との紐付けはできないよう設計している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ①接種会場等では、接種券番号の読取端末（タブレット端末）からインターネット経由でワクチン接種記録システム（VRS）に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	①保健業務システムデータ項目				
13	その他の措置の内容	－	【措置の内容】	－						
－	リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク									
14	ユーザ認証の管理	ユーザ認証の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外	<ユーザー認証> ユーザ認証は、生体認証によって行い、ログインした際、操作者が離席した時に自動または手動で端末画面をロックし他人が操作できなくする。 <ID・パスワード> ・自己が利用しているIDは他人に利用させてはならない。また、他人のIDを利用してはならないルールを定めている。 ・職員等間でIDやパスワードを共有してはならないルールを定めている。	大田区情報セキュリティ対策基準3.4.2				
				システム	登録のあるIDでのみ保健システムにログイン可能であり、ログイン時にはパスワードを必要としている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による 操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、当区が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。	保健システムユーザー権限設定一覧				

【全項目評価書版】										
評価書番号 及び 評価書名	30	予防接種法及び新型コロナウイルス等 対策特別措置法による予防接種の 実施等に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	予防接種台帳ファイル			システム名称	保健システム、ワクチン接種記録システム（VRS）		
項番	評価基準		措置							
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 （評価書に記載すべき内容）	措置が記載されているドキュメント （文書名・条項番号・項目名）	備考 （補足確認内容）	確認結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価 （評価結果 （評価書に記載されている 選択肢） 評価結果に至った理由	
15	アクセス権限の発効・失効の管理	アクセス権限の発効・失効の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①職員の退職・異動に伴うアクセス権限管理については、人事課から提供される情報を基に、情報政策課が管理する認証基盤に設定する。 ②認証基盤に設定した情報を基に保健システムにアクセス権限の設定を反映する。感染症対策課は設定されたアクセス権限が適切であるか権限一覧等を用いて確認する。 ③権限の失効は、システム管理者にて人事異動時及び定期的に確認を行い、必要のないIDを速やかに削除する手順を設けている。	セキュリティ対策基準5.3アクセス制御等			十分である ・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・アクセス権限の設定及び操作ログ（誰が、誰の、いつ、どのような操作をしたか）を記録しており、万が一不正な入手等が行われた場合、追跡が可能である。 以上のことから十分であると評価する。	
				システム	①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみ利用設定を行い、利用できる操作者を限定している。 ②アクセス権の変更作業時のログを記録をし、必要に応じて確認している。 ＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞ ①ワクチン接種記録システム（VRS）へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当区が指定する管理者が必要最小限の権限で発行する。 ②当区が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 ③ワクチン接種記録システム（VRS）へはLGWAN端末からしかアクセスすることはできない。LGWAN端末へのログイン権限は限られた者にしか与えられていない。 ④LGWANへ接続することができる端末は持ち出しができないようにワイヤーロックされており、情報政策課により、職員の配置等に合わせて配備されている。	セキュリティ対策基準5.3アクセス制御等 新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項				
16	アクセス権限の管理	アクセス権限の管理を実施すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①設定されたアクセス権限が適切であるか権限一覧等を用いて人事異動のタイミング等で確認する。 ②アクセス権限の管理について、次のルールを定めている。 ・人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除しなければならない。 ・利用されていないIDが放置されないよう、定期的に点検しなければならない。	①②セキュリティ対策基準 5.3アクセス制御等				
				システム	①職員の業務権限の範囲を考慮してシステムへのアクセス権を割り振ることにより職員が必要な情報以外にはアクセスできないように管理している。 ＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞ ①ワクチン接種記録システム（VRS）へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当区が指定する管理者が必要最小限の権限で発効し、必要に応じて失効する。 ②当区が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	①大田区情報セキュリティ対策基準 5.3アクセス制御等 ①保健システムユーザー権限設定一覧 ①保健システム連絡票_別紙PIA質問事項 ②保健システム連絡票（ログ機能について）				
17	特定個人情報の使用の記録	特定個人情報の使用の記録を実施すること	【具体的な方法】	システム以外	操作ログの内容を任意のタイミングで抽出し、業務上関係の無い操作が無いか確認している。	大田区情報セキュリティ対策基準 5.1機器、ネットワーク等の対策				
				システム	IDごとに操作ログを記録する対策を講じている。 ＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞ ①システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	①大田区情報セキュリティ対策基準 5.3アクセス制御等 ①保健システムユーザー権限設定一覧 ①保健システム連絡票_別紙PIA質問事項 ②保健システム連絡票（ログ機能について）				
18	その他措置の内容	－	【措置の内容】	－						
－	リスク3:従業者が事務外で使用するリスク									
19	リスクに対する措置の内容	従業者が事務外で特定個人情報を使用するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①条例において事務の目的以外で利用してはならないことを定めている。 ②不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 ③職員以外の委託先には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を契約書に添付し、遵守させる。	①②大田区個人情報保護条例14条、大田区情報セキュリティ対策基準 2.2情報資産の管理、5.1機器、ネットワーク等の対策 ②個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項			十分である ・大田区個人情報保護条例、情報セキュリティ対策基準を基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・委託先には個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項を順守させ、事務外で特定個人情報を使用することを防止している。 ・アクセス権限の設定及び操作ログ（誰が、誰の、いつ、どのような操作をしたか）を記録しており、万が一不正な入手等が行われた場合、追跡が可能である。 以上のことから十分であると評価する。	

【全項目評価書版】										
評価書番号 及び 評価書名	30	予防接種法及び新型コロナウイルス等 対策特別措置法による予防接種の 実施等に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイ ル名称	予防接種台帳ファイル				システム名称	保健システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	
項番	評価基準		措置						評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		措置が記載されているドキュメント (文書名・条項番号・項目名)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
				システム	①個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセ スし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な 形式で管理しており、従業者が事務外で特定個人情報を使用 するリスクの抑止を図っている。	大田区情報セキュリティ対策基準5.1				ような操作をしたか)を記録しており、方が一不正な入手等か 行われた場合、追跡が可能である。 以上のことから十分であると評価する。

【全項目評価書版】									
評価書番号 及び 評価書名	30	予防接種法及び新型コロナウイルス等 対策特別措置法による予防接種の 実施等に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	予防接種台帳ファイル				システム名称	保健システム、ワクチン接種記録システム（VRS）
項番	評価基準		措置			評価			
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 （評価書に記載すべき内容）	措置が記載されているドキュメント （文書名・条項番号・項目名）	備考 （補足確認内容）	確認結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果に至った理由
－	リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク								
20	リスクに対する措置の内容	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 <					

【全項目評価書版】										
評価書番号 及び 評価書名	30	予防接種法及び新型コロナウイルス等 対策特別措置法による予防接種の 実施等に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	予防接種台帳ファイル			システム名称	保健システム、ワクチン接種記録システム（VRS）		
項番	評価基準		措置							
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類		措置の内容 （評価書に記載すべき内容）	措置が記載されているドキュメント （文書名・条項番号・項目名）	備考 （補足確認内容）	確認結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果に至った理由
23	特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限を行うこと	【具体的な制限方法】	システム以外	①システムの利用権限の追加及び変更は、申請書により所定の審査・承認を経てユーザIDを付与している。 ②システムの利用権限の追加及び変更は、システム管理者でしか設定することはできない。	①②大田区情報セキュリティ対策基準5.3アクセス制御等			十分である	・委託契約書によって個人情報の不正な取扱いを防止するための措置として、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関するルールや手順を定め、それに従い運用している。 以上のことから十分であると評価する。
				システム	①システムの利用には生体認証を用いたうえで要員ごとにユーザIDと紐付を行い、利用状況を確認し不正なID利用が無いように監視している。	①大田区情報セキュリティ対策基準5.3アクセス制御等				
24	特定個人情報ファイルの取扱いの記録	委託先における特定個人情報ファイルの取扱いの記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外	①契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ②委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。	個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項 第19条				
				システム	個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつどのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。	①大田区情報セキュリティ対策基準5.3アクセス制御等				
25	特定個人情報ファイルの提供ルール （委託先から他者への提供に関する ルールの内容及びルール遵守の確認方法）	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること （委託先から他者への提供に関するルールの 内容及びルール遵守の確認方法）	【確認方法】	システム以外	委託先から第三者へ個人情報を提供することは禁止している。	①個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項 第7条				
26	特定個人情報ファイルの提供ルール （委託元と委託先間の提供に関する ルールの内容及びルール遵守の確認方法）	特定個人情報ファイルの提供ルールを設けること （委託元と委託先間の提供に関するルールの 内容及びルール遵守の確認方法）を設けること		システム以外	委託先事業者に以下を義務付けている。 ①大田区から提供を受けた特定個人情報データの外部持ち出しの禁止 ②作業終了後に大田区から提供を受けた特定個人情報データを適切に返却・消去すること。 ③大田区から提供を受けた特定個人情報データの目的外利用の禁止。 ④大田区から提供を受けた特定個人情報データの複写及び複製の禁止。 大田区で以下の運用ルールを定めている。 ①システム保守事業者等が個人情報データを庁内から外部に持ち出す場合は、「外部持ち出し申請書」によりセキュリティ管理者の承認を得なければならない。 ②外部記憶媒体を用いて大田区と委託先事業者との間で個人情報の受け渡しを行う場合、「メディア受け渡し票」により外部記憶媒体の受け渡し履歴を記録しなければならない。	①個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項 第6条、第14条、第15条、第16条				
27	特定個人情報の消去ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先における特定個人情報の消去ルールの内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外	①契約期間終了後、委託先は区が求める廃棄方法で速やかに廃棄し、廃棄証明書を提出するルールを定めている。	①個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項 第16条2項				
28	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	委託契約書において特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を定めること	【規定の内容】	システム以外	委託先事業者に以下を義務付けている。 ①大田区から提供を受けた特定個人情報データの外部持ち出しの禁止。 ②作業終了後に大田区から提供を受けた特定個人情報データを適切に返却・消去すること。 ③大田区から提供を受けた特定個人情報データの目的外利用・第三者への提供の禁止。 ④大田区から提供を受けた特定個人情報データの複写及び複製の禁止。 ⑤個人情報及び機密情報の保護、秘密の保持。 ⑥責任者の特定、教育の実施。 ⑦定期及び事故発生時の報告、立入検査。	①個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項 第3条 個人情報及び機密情報の保護 第6条 受託義務以外の利用禁止 第14条 複写及び複製の禁止 等				
29	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保を実施すること	【具体的な方法】	システム以外	①委託先に再委託を実施する場合は、再委託の申請書をセキュリティ管理者に提出し、承認を得なければならないルールを定めている。 ②再委託先にも委託先と同等のセキュリティ要件を義務付けている。	①個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項 第12条 再委託				
30	その他の措置の内容	－	【措置の内容】	－	委託事業者のメンテナンス作業は、情報政策課所管のセキュリティエリア内にある専用端末からのみ行うことができる。	①大田区情報セキュリティ対策基準 4.1施設・設備・機器等の対策				
－	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置									
31	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	－						

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】										
評価書番号 及び 評価書名	30	予防接種法及び新型コロナウイルス等 対策特別措置法による予防接種の 実施等に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	予防接種台帳ファイル				システム名称	保健システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	
項番	評価基準		分類		措置			評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準			措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	措置が記載されているドキュメント (文書名・条項番号・項目名)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
-	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)									
-	リスク1: 適正な提供・移転が行われるリスク									
32	特定個人情報の提供・移転の記録	特定個人情報の提供・移転の記録を行うこと	【具体的な方法】	システム以外	-			十分である	情報提供ネットワークを利用しない特定個人情報の提供はワクチン接種記録システム(VRS)のみであり、新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項に則り運用している。 以上のことから十分であると評価する。	
				システム	ワクチン接種記録システム(VRS)のみで情報提供を行う。 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ①ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	新型コロナワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項				
33	特定個人情報の提供・移転に関する ルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法を定めること	【確認方法】	システム以外	ワクチン接種記録システム(VRS)のみで情報提供を行う。 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ①特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ②特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当区への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	新型コロナワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項				
34	その他の措置の内容	-	【措置の内容】	-	-					
-	リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク									
35	リスクに対する措置の内容	不適切な方法で特定個人情報の提供・移転が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	-				十分である	ワクチン接種記録システム(VRS)で個人番号を提供する際は本人の同意を得て行っている。 以上のことから十分であると評価する。
				システム	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転出元市区町村への個人番号の提供 当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳や保健システムにより照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 ②転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、当区において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	新型コロナワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項				
-	リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク									
36	リスクに対する措置の内容	誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスクおよび誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	-				十分である	ワクチン接種記録システム(VRS)では誤った特定個人情報を提供されない仕組みが構築されている。 以上のことから十分であると評価する。
				システム	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ①転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	新型コロナワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項				
-	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク									
37	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-		新型コロナワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項				

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】										
評価書番号 及び 評価書名	30	予防接種法及び新型コロナウイルス等 対策特別措置法による予防接種の 実施等に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	予防接種台帳ファイル			システム名称	保健システム、ワクチン接種記録システム（VRS）		
項番	評価基準		分類		措置			評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準			措置の内容 （評価書に記載すべき内容）	措置が記載されているドキュメント （文書名・条項番号・項目名）	備考 （補足確認内容）	確認結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果に至った理由
-	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続									
-	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク									
38	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、目的外の特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①職員等が業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を入手・記録することは禁止されている。 個人情報を入力するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で収集するルールを定めている。	①大田区個人情報保護条例 第7条			十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・アクセス権限の設定及び操作ログ（誰が、誰の、いつ、どのような操作をしたか）を記録しており、万が一目的外の入手が行われた場合、追跡が可能である。 以上のことから十分であると評価する。
				システム	①個人番号を取り扱える職員を最小限に設定し、アクセス権等の操作制限を設けている。 ②区民情報系基盤システムから入手する際は、宛名番号をキーとし、確実に対象を特定することにより、対象者以外の個人情報の入手を防止している。 ※宛名番号：個人番号とは別に、大田区で実施している事務の対象者一人ひとりを識別するために付番された番号である。 ③ユーザー単位でのアクセスログ（いつ、誰が、誰の、どのメニューを展開したか）を記録しており、万が一目的外の入手が行われた場合、追跡が可能である。また、操作ログの内容を任意のタイミングで抽出し業務に関係の無い操作が無いか確認している。	①・②保健所システム連絡票（情報提供ネットワーク機能の仕様確認について）				
-	リスク2: 漏えいが保たれない方法によって入手が行われるリスク									
39	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、安全が保たれない方法によって特定個人情報の入手が行われるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないように①ユーザー認証情報の管理について、以下のルールを設けている。 <ID> ・自己が利用しているIDは、他者に知られないように管理し、他人に利用させない。また、他人のIDを利用させない。 <パスワード> ・パスワードは、他者に知られないように管理する。 ・パスワードは十分な長さとし、文字列は第三者が類推することが困難なものにする。	①大田区情報セキュリティ対策基準5.3アクセス制御等			十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それに従い運用している。 ・ID、パスワードを適切に管理し、不適切なアクセスがないように運用している。 ・情報提供ネットワークと安全に接続ができるように設計されている。 ・アクセス権限の設定及び操作ログ（誰が、誰の、いつ、どのような操作をしたか）を記録しており、万が一目的外の入手が行われた場合、追跡が可能である。 以上のことから十分であると評価する。
				システム	①情報連携機能においては、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。ネットワークはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離し暗号化を行っている。 ②サーバー、運用端末及び管理端末は、専用の安全な区画に設置し、接続できる端末は必要最小限に制御され、セキュリティを十分に担保したうえで、専用環境又は共用環境に設置する。 ③パーソナルファイアウォール及びウイルス検出ソフトウェア、ファイアウォール、IDS（侵入検知システム）、WAF（Webアプリケーションファイアウォール）、サンドボックスの導入により、不正アクセス及びマルウェアを検知する。 ④正常・異常に関わらず、ログの取得・保管を行う。 ・情報提供等記録／アクセス記録、アクセスログ、DBログなど	②情報セキュリティ実施対策4.1 施設、設備、機器等の対策 ①③情報セキュリティ実施対策5.1 機器、ネットワーク対策 ④情報セキュリティ実施対策5.3 アクセス制御等				
-	リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク									
				システム以外	①業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを設けている。 ②窓口における対面での申請書受領の際には必ず本人または代理人の本人確認を行ったうえで受領する。 ③毎年、区の情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。	①情報セキュリティ実施対策2.2 情報資産の管理 ②大田区個人情報保護条例第7条 ③情報セキュリティ実施対策2.2 研修・訓練				

【全項目評価書版】										
評価書番号 及び 評価書名	30	予防接種法及び新型コロナウイルス等 対策特別措置法による予防接種の 実施等に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	予防接種台帳ファイル			システム名称	保健システム、ワクチン接種記録システム(VRS)		
項番	評価基準		分類		措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	措置が記載されているドキュメント (文書名・条項番号・項目名)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準							評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
40	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手した特定個人情報 が不正確であるリスク に対する措置を講じること	【措置の内容】	システム	①入力については操作記録(ログ)を取得し追跡可能な形式 で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図って いる。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできな い対策を施している。 ②操作記録(ログ)を必要に応じて、情報の入力・訂正・削除 を行った対象者一覧を作成し入力内容の再確認に利用して いる。 ③情報連携機能では、番号法別表第二に規定される情報 照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目等が定め られている情報のみ入手している。 ④提供先においても、仮に誤った情報を提供した場合を想 定した措置が担保されている。 ⑤特に、中間サーバーでは、個人情報保護委員会との協議 を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワー クシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付 けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正 確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保 されている。	①②セキュリティ実施対策基準5.3 アクセ ス制御等 ③大田区個人情報保護条例第15条の3			十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それ に従い運用している。
-	リスク4: 四手の際に特定個人情報が見えい・紛失するリスク									
41	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、入手の際に特定個人情報 が見えい・紛失する リスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子 媒体及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時 には施錠できる場所に保管している。 ②事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要 となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票 類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーで裁断して いる。 ③窓口にて記載された届出書・申請書等は、入力・訂正・削 除を行った際に作成される帳票とともに所定の書庫に当区 の規定に従って施錠・保管している。 ④情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失 や流出等の防止を義務付ける。また、情報の作成途上で不 要になった情報は消去している。	大田区が取り扱う個人情報、個人番号及び 特定個人情報の管理に関する規定第17条 ①ー⑤大田区情報セキュリティ対策基準2.2			十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それ に従い運用している。 ・アクセス権限の設定及び操作ログ(誰が、誰の、いつ、どの ような操作をしたか)を記録しており、万が一目的外の入手が 行われた場合、追跡が可能である。 ・保健システムを外部のネットワークと隔離することで外部か ら不正なアクセスが行われないように設計している。
			システム	①操作端末の画面は来庁者から見えない位置に配置して いる。 ②アクセスできる端末をシステム設定により限定している。 ③特定の職員と委託従事者のみ操作可能としている。 ④個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセ スし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能 な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を 図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざん できない対策を施している。 ⑤保健システムのネットワークは、外部インターネット環境と は隔離された環境にある。 ⑥回線は、特定個人情報を送信する際に暗号化を行い、取 得したログについては適切な頻度で不正検知の目的で確認 を行っている。 ⑦職員認証・権限管理機能によりアクセス権限を管理して いる。ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不 適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止 する仕組みになっている。	②③④⑦情報セキュリティ実施対策5.3 ア クセス制御等 ⑤⑥情報セキュリティ実施対策5.1					
-	リスク5: 不正な提供が行われるリスク									
42	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、特定個人情報 の不正な提供が行われる リスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外	①大田区情報公開・個人情報保護審議会への諮問・報告に 連携データ項目を明示し、審議会承認後にシステム改修・ データ連携を行っている。	①個人情報保護審議会において決定して いる。			十分である	・セキュリティポリシーを基準とし、ルールや手順を定め、それ に従い運用している。 ・アクセス権限の設定及び操作ログ(誰が、誰の、いつ、どの ような操作をしたか)を記録しており、万が一目的外の入手が 行われた場合、追跡が可能である。 以上のことから、十分であると評価する。
			システム	①個人番号を取り扱える職員を最小限に設定し、アクセス 権等の操作制限を設けている。 ②区民情報系基盤システムから提供する際は、宛名番号を キーとし、確実に対象を特定することにより、誤った対象者 の情報の提供を防止している。 ※宛名番号:個人番号とは別に、大田区で実施している事 務の対象者一人ひとりを識別するために付番された番号で ある。 ③連携するデータ項目は国から提示されている項目に限定 している。	①大田区情報セキュリティ対策基準 5.3ア クセス制御 ①・②保健システム連絡票(情報提供ネット ワーク機能の仕様確認について) ③特定個人情報データ標準レイアウト					

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】										
評価書番号 及び 評価書名	30	予防接種法及び新型コロナウイルス等 対策特別措置法による予防接種の 実施等に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル名称	予防接種台帳ファイル				システム名称	保健システム、ワクチン接種記録システム（VRS）	
項番	評価基準		措置					評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 （評価書に記載すべき内容）	措置が記載されているドキュメント （文書名・条項番号・項目名）	備考 （補足確認内容）	確認結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果 （評価書に記載されている 選択肢）	評価結果に至った理由	
－	リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク									
43	リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの接続において、不適切な方法で特定個人情報提供されるリスクに対する措置を講じること	【措置の内容】	システム以外 <						

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】										
評価書番号 及び 評価書名	30	予防接種法及び新型コロナウイルス等 対策特別措置法による予防接種の 実施等に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	予防接種台帳ファイル			システム名称	保健システム、ワクチン接種記録システム(VRS)		
項番	評価基準		分類		措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	措置が記載されているドキュメント (文書名・条項番号・項目名)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価	
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準							評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由
49	④安全管理体制・規程の職員への周知	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する安全管理体制・規程を職員へ周知すること	【周知状況】	システム以外	①職員全員がアクセス可能なグループウェアに掲示し周知している。 ②年1回の新人研修や職場内研修で、情報セキュリティのセルフチェックなどにおいて周知する。	大田区情報セキュリティ対策基準3.2 研修・訓練		十分に周知している		
50	⑤物理的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する物理的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。 ・私物等の使用禁止 ・持ち帰り禁止 ・鍵のついた書庫等での保管 ・使用管理簿による管理 ②帳票類・電子データ・職員証の管理について、放置の禁止や施錠保管等の安全管理措置を講じている。 ③サーバや端末等について、以下の物理的対策を講じている。 ・ワイヤーロックによる固定 ・入退室管理 ・ラックの施錠管理 など ④バックアップデータは世代管理を行うとともに、遠隔地保管を行っている。 ⑤端末の廃棄を行う際は、データ消去証明書の提出を義務付けている。 ⑥サーバ機器は情報政策課所管セキュリティエリア内で管理され入退室は専用の担当者が管理し、入退室にはセキュリティ対策を施している。 ⑦紙資料について、特に個人情報を含むものについては、業務実施時間以外及び業務に使用しない分の資料は施錠可能な書庫に保存し、紛失等への対策を行っている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	①大田区情報セキュリティ対策基準3.1 職員等の遵守事項 ②⑤大田区情報セキュリティ対策基準2.2 ③④大田区情報セキュリティ対策基準4.1 施		十分に行っている		
51	⑥技術的対策	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する技術的対策を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認するルールを定めている。	大田区情報セキュリティ対策基準5.5 不正プログラム対策				
				システム	①端末にウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行っている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)(令和6年3月31日終了) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・VRS、電子交付アプリ、証明書交付センターシステム及びキオスク端末で使用する通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。	大田区情報セキュリティ対策基準5.5 不正プログラム対策		十分に行っている		

別記第4号様式の2(第4条関係) 評価補足シート

【全項目評価書版】											
評価書番号 及び 評価書名	30	予防接種法及び新型コロナウイルス等 対策特別措置法による予防接種の 実施等に関する事務 全項目評価書	特定個人情報ファイル 名称	予防接種台帳ファイル				システム名称	保健システム、ワクチン接種記録システム(VRS)		
項番	評価基準		分類			措置			評価		
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準				措置の内容 (評価書に記載すべき内容)	措置が記載されているドキュメント (文書名・条項番号・項目名)	備考 (補足確認内容)			確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)
52	⑦バックアップ	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対するバックアップを実施すること	【措置の内容】	システム以外	①システムにおいて、定期バックアップを取得するルールを定めている。	大田区情報セキュリティ対策基準22 情報資産の保管		十分に行っている			
				システム	①システム管理者は、指定機器には、冗長化構成や定期的(日次)なバックアップを行っている。	大田区情報セキュリティ対策基準22 情報資産の保管					
53	⑧事故発生時手順の策定・周知	特定個人情報に関する事故発生時の対応手順を策定し、職員に周知すること	【措置の内容】	システム以外	①セキュリティ事故発生時には、速やかにシステム管理者(健康医療政策課長)に事故・障害の対象、状況、業務への影響を報告し、システム管理者から保健所長及び情報政策課長に報告するよう定めている。また、各担当者は事故・障害に対し必要な措置を講じる。併せて、事故・障害の情報を所定の様式に記録し一定期間保管する。	①大田区情報セキュリティ対策基準 3.3情報セキュリティインシデントの報告 ①健康政策部感染症対策課 大田区情報セキュリティ対策基準 3.3 事故・欠陥等の報告		十分に行っている			
54	⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか確認すること	【重大事故の内容】	システム以外	－			発生なし			
			【再発防止策の内容】	システム以外	－			発生なし			
55	⑩死者の個人番号	死者の個人番号の保管有無および保管がある場合は、保管方法を確認すること	【具体的な管理方法】	システム以外	①生存者、死者は同様に同じシステム内(サーバ内)で保管・管理している。 ②生存者、死者の個人番号はともに帳票類・電子データの管理について、放置の禁止や施錠保管等の安全管理措置を講じている。	大田区情報セキュリティ対策基準 2.2情報資産の管理		保管している			
				システム	①生存者、死者の個人番号はともにシステム内で他の情報と分離して個別に管理されている。 ②生存者、死者の個人番号は適切な方法以外では閲覧できないように暗号化されている。 ③生存者、死者の個人番号は適切な方法以外では抽出等ができないよう制御されている。	大田区情報セキュリティ対策基準 2.2情報資産の管理					
56	その他の措置の内容	－	【措置の内容】	－		①・②大田区情報セキュリティ対策基準 4.1施設・設備・機器等の対策					
－	リスク2:特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク										
57	リスクに対する措置の内容	特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置を講じること	【具体的な対策の内容】	システム以外	①事故等により最新のデータを同期できなくなった場合に備え、システム保守担当者がバックアップデータを日次で取得するための手順を定めている。(システムトラブル等によりデータリストアの必要性が生じても、1営業日前の情報に戻すことが可能である。)	大田区情報セキュリティ対策基準2.2 情報資産の管理			十分である	・データを最新ののものにするためのルールや手順を定め、それに従い運用している。 以上のことから、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
				システム	①区民情報系基盤システムを介して住民記録システムと連携しており情報に異動があった場合は、随時更新処理を行っている。 ②保存年限に到達したものから、廃棄(ディスクから削除する)していく。	大田区情報セキュリティ対策基準2.2 情報資産の管理					
－	リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク										
58	消去手順	特定個人情報の消去手順を整備すること	【手順の内容】	システム以外	①保存文書については、保存年限が経過したときは、速やかに廃棄する。破棄の方法については、溶解、焼却その他適切な方法により行うことと定めている。 ②磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により完全消去する。当該消去作業を委託により実施する場合は、データを完全に消去した旨の報告書を納品物に指定している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ・保存年限を過ぎた特定個人情報は国が規定する措置(特定個人情報等に係る安全管理措置)に基づき削除する。	大田区情報セキュリティ対策基準2.2 情報資産の管理		定めている	十分である	・電子また紙データを問わず、特定個人情報の消去手順の措置が大田区の規定等が体系的に整理され、実践されている。 以上のことから、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの対策は「十分である」と評価する。	
				システム	①保存年限を過ぎた予防接種関連情報のデータについては、個別ファイルごとに適時システムから削除を行っている。	大田区情報セキュリティ対策基準2.2 情報資産の管理					
59	その他の措置の内容	－	【措置の内容】	－							
－	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク										
60	リスクに対する措置の内容	－	【措置の内容】	－							

様式4 評価補足シート

【全項目評価書版】												
評価書番号 及び 評価書名	30		予防接種法及び新型コロナウイルス等 対策特別措置法による予防接種の 実施等に関する事務 全項目評価書									
項番	評価基準		措置					評価				
	【全項目評価書】 リスク対策項目	リスク評価基準	分類	措置の内容 (評価書に記載すべき内容)		措置が記載されているドキュメント (文書名・条項番号・項目名)	備考 (補足確認内容)	確認結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果 (評価書に記載されている 選択肢)	評価結果に至った理由	評価者名	実施日
Ⅳ その他のリスク対策												
-	1. 監査											
-	監査											
1	自己点検の具体的なチェック方法	評価書に記載したとおりに運用がなされている か、およびその他特定個人情報ファイルの取扱 いが適正かを評価担当部署において自己点検 すること	【具体的なチェック方 法】	システム以外	①情報資産における情報セキュリティ対策状況の毎年度の 自己点検実施について、以下の内容を定めている。 ・実施計画の立案 ・点検項目による自己点検の実施 ・自己点検結果と改善策の報告 ・自己点検結果に基づく改善 ②所管における自己点検について、以下の内容を定めてい る。 ・課長は、課内の情報セキュリティの確保及び実施手順の 実施状況と有効性の評価のため、自己点検を実施する。ま た、必要に応じて、自己点検の結果について部長の評価を 受ける。 ・課長は、自己点検の結果や評価の内容を踏まえ、実施手 順の見直しを行う。実施手順の見直しに際しては、その結 果等を課内及び関係者に十分に周知する。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務にお ける追加措置〉 デジタル庁から発出された「新型コロナウイルスワクチン 接種記録システムの利用にあたっての確認事項」第9条(市 区町村の責任)に基づき、利用可能なユーザーの制限やア クセス可能な端末の制限等、当該システムの利用を管理 し、必要な監督をする。	セキュリティ対策基準7.2 自己点検 セキュリティ対策基準7.3 情報セキュリ ティーポリシー及び関係規定等の見直し			十分に行っている	・監査方法について定めた措置が大田区のセキュリティ基準 等が体系的に整理され、実践されている。 以上のことから、自己点検の具体的なチェックは「十分に 行っている」と評価する。	林浩輝	令和4年1月14日
2	監査の具体的な内容	評価書に記載したとおりに運用がなされている か、およびその他特定個人情報ファイルの取扱 いが適正かを監査すること	【具体的な内容】	システム以外	①監査については、大田区情報セキュリティ対策基準、セ キュリティ監査事務概要に記載がある。 ②毎年度、監査計画を大田区情報セキュリティ委員会に提 出し、審議承認を得て実行している。 ③監査は第三者(業務委託者)による助言型監査を行い、 監査結果は指摘内容への回答を含めて、大田区情報セ キュリティ委員会に報告を行っている。 ④重点項目評価や全項目評価対象事務については、総務 課において評価5年経過到達以前の定期再評価までに外 部専門事業者による外部監査(事業名:特定個人情報保護 評価書適正性確認事業)を周期的に実施し、評価書記入内 容の適正な運用状況を確認する。この確認結果は、大田区 特定個人情報保護評価第三者点検委員会に概要報告と意 見聴取を行い、他の特定個人情報保護評価書の点検や特 定個人情報の取扱いなどに役立てることとしている。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務にお ける追加措置〉 デジタル庁から発出された「新型コロナウイルスワクチン 接種記録システムの利用にあたっての確認事項」第9条(市 区町村の責任)に基づき、利用可能なユーザーの制限やア クセス可能な端末の制限等、当該システムの利用を管理 し、必要な監督をする。	セキュリティ対策基準7.1 監査			十分に行っている	・監査方法について定めた措置が大田区のセキュリティ基準 等が体系的に整理され、実践されている。 以上のことから、監査は具体的な内容で「十分に行っている」 と評価する。	林浩輝	令和4年1月14日
-	2.従業者に対する教育・啓発											
3	従業者に対する教育・啓発の具体的 な方法	特定個人情報を取扱う従業者等に対して、特定 個人情報の安全管理を図るために教育・啓発を 行い、違反行為を行った従業者等に対して措置 を講じること	【具体的な方法】	システム以外	【全庁での対応】 研修については、毎年度、研修計画を人事研修部門、総 務課と協議の上立案し、情報セキュリティ委員会での審議 承認を得て実行している。 毎年度、新規採用者、転入者、主任主事、新任係長など の職層研修や、全課の担当職員に対して情報セキュリティ 研修を実施している。研修後は、受講者アンケートを実施し てフィードバックを行っている。 研修実施状況は、情報セキュリティ委員会に報告を行っ ている。 【感染症対策課の対応】 研修計画に基づき、転入者研修、感染症対策課職員対象 の定期的な研修を実施している。 情報セキュリティに関し内部統制・情報セキュリティ担当や 情報政策課から配信された情報などを、職員に周知し、注 意喚起を行っている。 委託先へ情報セキュリティ教育実施を依頼している。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務にお ける追加措置〉 デジタル庁から発出された「新型コロナウイルスワクチン 接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」第9条 (市区町村の責任)に基づき、利用可能なユーザーの制限 やアクセス可能な端末の制限等、当該システムの利用を管 理し、必要な指導をする。	セキュリティ対策基準3.2 研修・訓練			十分に行っている	・情報セキュリティ研修を課内で実施し、職員のセキュリティ に対する意識を向上させている。 ・情報セキュリティに関する情報などを、職員に周知し、注意 喚起を適宜行っている。 以上のことから十分に行っていると評価する。	林浩輝	令和4年1月14日
-	3.その他のリスク対策											
4	リスクに対する措置の内容	-	【措置の内容】	-	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務にお ける追加措置〉 デジタル庁から発出された「新型コロナウイルスワクチン 接種記録システムの利用にあたっての確認事項」第7条 (情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界 点)、第9条(市区町村の責任)に基づき、適切に当該システ ムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、迅 速で確実な対応をとることができる体制を構築する。							